

# 羽島市空家等対策計画（案）に対する意見と羽島市の考え方一覧

生活安全課

No.	頁	意見	市の考え方
<b>序章 はじめに</b>			
1	1	<p>令和5年度に改正空家法が施行されたことも追記したほうがよいと思います。</p> <p>また土地所有に関しては国会等で審議が進んでいます。今後さらに法改正がある可能性があります。外国人による土地所有など法改正があった場合計画期間中でも適宜見直すとの付記が必要。</p>	<p>P1に『令和5年12月に「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」が施行され、』と記載しています。「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」がいわゆる改正空家法です。</p> <p>また、2026年1月23日、政府は外国人政策に関する関係閣僚会議で、安全保障上の観点から土地取得を制限するルールの方針を盛り込んだ基本方針を決定しました。空家等対策に関する法改正があれば、適宜見直しを行います。</p> <p>(P4 1-2計画の期間 各種対策の実施や新たな法律の制定等により市内の空家等の状況や社会経済情勢の変化が生じた場合は、必要に応じて適宜見直しを行います。)</p>
<b>第3章 空家等の調査に関する事項</b>			
2	10	<p>悉皆という用語が難しいため わかりやすく解説をつけていただきたい。</p>	<p>「悉皆調査」とは対象となるすべてを漏れなく調査する「全数調査」のことです。P10に悉皆調査の用語説明を追記します。</p>
<b>第11章 空家等に関する対策の実施体制</b>			
3	29	<p>本計画では、空家等が犯罪利用されるリスクや、空家内部で事件が発生する可能性についての記述が不足しています。</p> <p>制度上、警察が協議会に参加しないことは理解しますが、治安上の問題が発生した場合の情報共有や連携体制について、計画に明記する必要があります。</p> <p>国の「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」では、警察・法務局等の関係機関との連携が重要とされています。</p> <p>しかし本計画では、これらの機関との連携方針が十分に記載されていません。</p> <p>協議会の構成員とする必要はありませんが、犯罪利用・所有者不明化・相続未登記等の課題に対応するため、関係機関との情報共有や連携の仕組みを計画に明記すべきです。</p>	<p>P29に「11-5 関係機関との連携体制の構築 犯罪利用の疑いのある空家等や、治安上の不安がある事案については、速やかに管轄警察署へ情報提供を行い、合同巡回の実施や防犯対策の検討など、迅速な連携を図ります。</p> <p>また、所有者特定が困難な空家等に対し、不動産登記情報の適切な活用や相続登記の促進に向けて、法務局との協力関係を維持します。」を追記します。</p>